

- ・ 北海道立三岸好太郎美術館の使用料の徴収事務の委託

北海道立近代美術館告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、北海道立三岸好太郎美術館の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成27年3月25日

北海道立近代美術館長 高橋 教 一

- 1 受託者の名称 株式会社 北海道ビル代行
- 2 所在地 札幌市中央区北1条西7丁目3番地